企業概要

全国信用情報センター連合会

所在地	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号	03−5294−3333
FAX番号	03−5294−3377
設立	1976年（昭和51年）9月
会長	平野　征人
事業内容	構成員である全国33情報センターの業務運営に関する制度、規程等の立案等

（株）日本情報センター（Japan Information Center Corp.）

本社所在地	東京都千代田区神田東松下町41−1　JICビル
電話番号	03−5294−7000（代表）
FAX番号	03−5294−3377
設立	1986年（昭和61年）6月19日
代表者	平野　征人
資本金	1.1億円
株主	全国信用情報センター連合会及び加盟情報センター他
バックアップセンター所在地	大阪市北区天満橋2-1-2　LEビル2F
事業内容	消費者金融業界の信用情報データベース「STARS」、信用情報交流システム「CRIN」、「Teraシステム」の運用・保守等

平成16年4月2日 ISMS認証取得

（株）アイネット（I-Net Corp.）

本社所在地	東京都千代田区神田東松下町41−1　JICビル
電話番号	03−5294−6222（代表）
FAX番号	03−5294−3377
設立	1995年（平成7年）7月13日
代表者	大塚　俊二
資本金	4.8億円
株主	全国信用情報センター連合会加盟情報センター
事業内容	「STARS」のソフトウェアに関する企画、開発等

（株）テラネット（Tera Net Corp.）

本社所在地	東京都千代田区神田東松下町41−1　JICビル
電話番号	03−3258−1012（代表）
FAX番号	03−3258−1013
設立	1999年（平成11年）10月15日
代表者	平野　征人
資本金	4.8億円
株主	全国信用情報センター連合会加盟情報センター
事業内容	金融商品等に係わる信用情報の収集、提供

わが国の個人信用情報機関の発展経緯

	銀行系	消費者金融系	販売信用系
1972年		(株)レンダースエクスチェンジなどが各地で設立	
1973年	東京銀行協会など、情報センター業務開始		(株)日本クレジット産業協会 (株)日本信用情報センター (社)全国信販協会
1976年		10機関で全情連スタート	
1979年			
1981年	大阪・名古屋のセンター業務を東京に接続。共同利用開始		
1984年		全国ネット完成(33機関) 残高情報登録開始	
1986年		(株)日本情報センター(JIC)設立	3機関を統合し、(株)信用情報センター(現シー・アイ・シー)設立
1987年	CRINによる情報交流開始		
1988年	全国銀行個人信用情報センター発足(全国の情報一元化完成)		
1989年			
1991年		JACINシステム稼動	
1992年			残高情報登録開始
1993年		PRISサービス開始	
1994年	残高情報登録開始		
1995年		(株)アイネット設立	
1996年			バックアップセンター設置
1997年	バックアップセンター設置	JACINⅡシステム稼動 CRDBサービス開始 バックアップセンター設置	
1998年			
1999年		(株)テラネット設立	
2000年			
2001年		Web PRISサービス開始 休日交流(全日)開始	全件登録開始
2002年	システム拡充		
2003年		Star Netシステム稼働 BLデータベース稼働	

[全情連加盟33情報センター]

会員センター名	郵便番号	所在地	電話番号
(株)情報センター北海道	〒064-0821	札幌市中央区北1条西21-3-35	011-614-5858
(株)情報センター函館	〒040-0033	函館市千歳町11-6 ピア信用1F	0138-27-1512
青森データトラスティ(株)	〒030-0823	青森市橋本3-12-19	017-721-3100
(株)東北情報センター	〒984-0051	仙台市若林区新寺3-1-28	022-292-6180
(株)情報センター岩手	〒020-0874	盛岡市南大通り3-2-3 JCIビル	019-654-3097
(株)ジャパンデータバンク	〒105-0012	港区芝大門2-4-8 JDB.BLDG.8F	03-3578-7371
(株)情報センター新潟	〒951-8068	新潟市上大川前通6-1215-7 新潟野村證券ビル5F	025-225-2898
(株)情報センター北関東	〒370-0831	高崎市新町67-1 高崎新町センタービル7F	027-322-1561
(株)山梨県信用情報センター	〒400-0049	甲府市富竹1-2-11	055-235-7252
(株)長野県信用情報センター	〒390-0841	松本市渚1-2-23	0263-28-3900
(株)中部レンダースセンター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-24-14 LCビル7F	052-541-6000
(株)静岡レンダースセンター	〒422-8067	静岡市南町19-16	054-203-9515
(株)浜松レンダースセンター	〒430-0942	浜松市松江町210-2 HLC会館	053-457-1141
(株)レンダースエクスチェンジ	〒530-0042	大阪市北区天満橋2-1-2 大阪L・Eビル	06-6355-0970
(株)北陸レンダース	〒930-0008	富山市神通本町2-4-24	076-433-0432
(株)情報センター石川	〒920-0025	金沢市駅西本町1-12-41	076-222-8444
(株)京都データセンター	〒604-0903	京都市中京区河原町通夷川上ル指物町328 KDCビル	075-222-7100

会員センター名	郵便番号	所在地	電話番号
(株)情報センター岡山	〒700-0812	岡山市出石町1-2-11 ICビル	086-233-3215
(株)情報センター広島	〒730-0051	広島市中区大手町5-5-4	082-242-6151
(株)情報センター山口	〒740-0017	岩国市今津町1-5-20 クレドビル3F	0827-24-3100
(株)情報センター山陰	〒683-0823	米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2F	0859-34-7161
(株)情報センター香川	〒760-0018	高松市天神前6-32 香川県交通ビル2F	087-862-8165
(株)徳島情報センター	〒770-0851	徳島市徳島町城内6-82	088-654-8228
(株)情報センター高知	〒780-0870	高知市本町1-5-8 島崎ビル3F	088-823-2060
(株)兵庫県情報センター	〒650-0024	神戸市中央区海岸通1-2-18 HCビル4F	078-321-6191
(株)愛媛レンダースエクスチェンジ	〒790-0003	松山市三番町5-5-2	089-945-0506
(株)情報センター福岡	〒810-8642	福岡市中央区舞鶴2-2-3 サンライフ第2ビル7F	092-712-4645
(株)情報センター長崎	〒850-0841	長崎市銅座町14-9 ICNビル8F	095-821-8080
(株)熊本情報センター	〒862-0976	熊本市九品寺1-7-19 杉井ビル3F	096-362-1133
(株)情報大分	〒870-0021	大分市府内町2-5-34 JOビル4F	097-537-4985
(株)情報センター宮崎	〒880-0001	宮崎市橘通り西2-4-20 アクサ宮崎ビル6F	0985-27-5355
(株)信用情報鹿児島	〒892-0846	鹿児島市加治屋町12-11 セントロメディコビル6F	099-222-1224
(株)情報センター沖縄	〒900-0037	那覇市辻1-1-28	098-862-1509

STARSの情報内容・登録期間

●本人要件情報

顧客コード	顧客をカナ氏名・生年月日・電話番号以外で識別するために付与されたコードです。
カナ氏名 **生年月日**	顧客のカナ氏名と生年月日です。 ※回答及び登録されるカナ氏名は、読み替えがなされた後のものです。
性別	顧客の性別です。
漢字氏名	顧客の漢字氏名です。
郵便番号 **カナ自宅住所**	顧客の郵便番号とカナ自宅住所
漢字住所	会員から報告された顧客のカナ自宅住所にもとづき漢字変換された住所です。市町村までの表示です。
自宅電話番号	顧客の自宅に設置された固定電話の電話番号です。（呼び出し電話も含む）
連絡先電話番号	顧客の自宅電話番号、勤務先電話番号以外の当該本人所有の電話（携帯電話等）の電話番号です。
漢字勤務先名 **カナ勤務先名**	顧客の勤務する会社名、自営業者はその業種名です。 ※両方が登録されている場合は、漢字勤務先名を優先して回答します。
勤務先電話番号	顧客の勤務先の電話番号です。
本人要件の最新更新日	カナ氏名・生年月日以外の本人要件について、いずれかの項目が更新（新規登録）された最新日の日付です。
調査中の注記	顧客本人から異議申立てがなされ、調査中である情報です。 ※漢字氏名／郵便番号・カナ住所／自宅電話番号・連絡先電話番号／勤務先名・勤務先電話番号の項目に尽きます。

●照会店舗情報

*	自店舗情報	照会会員店舗から報告されるている情報です。
w	自社他店舗情報	照会会員店舗と同じ会員の他店舗から報告されている情報です。
#	日賦会員情報	日賦会員店舗から報告されている情報です。
無印	他社情報	印の無い場合は、他社から報告されている情報です。
S	特別会員情報	特別会員から報告されている情報です。

●報告会員所属センター情報

貸付情報または完済情報について、当該貸付情報または完済情報を報告した会員がどこの情報センターに加盟している会員であるかを識別するための情報です。

●包括残0情報

照会の時点で全額が返済されている包括契約の状態を表す情報です。

●完済情報

照会の時点で全額が返済され（または債権放棄により全額返済したとみなされ）ている状態を表す情報です。

●連帯保証人情報

主債務に対して契約書上で連帯保証人を引き受けた情報をいいます。

●保証契約情報

会員他社や情報センター加盟会員以外の金融機関等が行った貸付に対し、保証契約を締結し、貸付が行われた情報をいいます。

貸付区分「07」情報	情報センター加盟会員の貸付に対する保証契約
貸付区分「08」情報	非会員（金融機関等）の貸付に対する保証契約

●非会員債権譲渡情報

情報センター加盟会員が自社債権を情報センター加盟会員以外の企業（非会員）に譲渡したものをいいます。

●貸付情報

［取引区分］

「新」	新規契約。新規に貸付を行ったもの。
「更」	更新契約。増額もしくは減額を行ったもの。
「再」	再契約。一度完済し、新たに貸付を行ったもの。

［貸付区分］

01	無担保・無保証	無担保・無保証による貸付
02	保証人貸付	保証人を付けた貸付
03	担保付	不動産・動産・有価証券・会員権・電話加入権等の担保を伴う貸付
04	手形貸付	手形を伴う貸付
05	販売信用・無保証	無担保・無保証による商品又はサービスの購入に伴う貸付
06	販売信用・有保証	保証を伴う商品又はサービスの購入に伴う貸付
07	保証契約（会員）	情報センター加盟会員の貸付に対し保証契約を締結し、貸付が行われたもの
08	保証契約（非会員）	情報センター加盟会員以外の金融機関等の貸付に対し保証契約を締結し、貸付が行われたもの
09	リース・無保証	無担保・無保証によるリース契約を締結したもの
10	リース・有保証	保証を伴うリース契約を締結したもの
22	保証人付	保証人を付けた貸付
23	保証人付/担保付	保証人と貸付区分03の担保を付けた貸付
24	保証人付/手形貸付	保証人を付けた手形貸付
26	保証人付／販売信用・有保証	貸付区分06の「保証」が保証人である場合の貸付
30	保証人付／リース・有保証	貸付区分10の「保証」が保証人である場合の貸付

［包括・個別区分］

包括契約《包》	予め設定された限度額の範囲で借入れや商品・サービスの購入等が可能な契約
個別契約《個》	借入金額や商品・サービスの購入代金等を決められた回数で返済する契約

●登録識別番号

当該本人に係る各情報を契約単位に識別するため会員が付番するものです。

［日付・金額に係る項目］

貸付日	貸付を行った日
貸付金額	貸付時の金額
入金日	貸付に対して利息も含め、1円以上の入金があった日
残高金額	現在貸付中の残高金額
入金予定日	入会に基づき顧客と約束した次回の入金日。又は、利息にも満たない入金があった日（この場合は入金日と同日）

●サービス情報

72	名義注意	本人以外の名義等で契約が行われたもの。
73	本人否認	債務者本人が契約の事実を否認したもの。
74	旧氏名	結婚、養子縁組等で新しい氏名に変わる前の旧氏名。
75	死亡	本人が死亡したもの。
77	協会整理	貸金業協会等で債務整理を行ったもの。
78	協会依頼	貸金業協会等から、本人の同意を得て貸付自粛依頼を依頼されたもの。

●異動情報

21	延滞	約定返済日（または入金予定日）から3ヶ月以上何ら入金されないもの
22	延滞解消	「延滞」を登録したもので、その後延滞分が入金され延滞状況が解消されたもの、またはその後完済されたもの

●本人申告コメントとして登録できる内容

(a)	同姓同名の別人がいる
(b)	身分証明書等の紛失・盗難にあった場合
(c)	名義を無断で使われるのを防止する場合
(d)	保証人となることを拒否する場合
(e)	(a)～(d)に該当しないが、STARSに既に登録された情報があり、特に情報センターが認めた場合
(f)	JCFA「救済更生事業団」の制度を利用し救済を受けている場合

●参考情報

31	債権回収	債権者が法的手続き等をとったもの
32	債務整理	債務者が債務整理行為をとったもの。債務者に抗弁権の存するものを含む
33	破産申立	債務者が裁判所へ（自己）破産を申立てたもの
34	特定調停	債務者が裁判所に特定調停法に基づく特定調停を申立てたもの
35	民事再生	債務者が裁判所に小規模個人再生手続、又は給与所得者等再生手続を申立てたもの（個人に適用されるもの）
41	保証履行	保証契約に基づき保証を履行したもの
42	保証契約弁済	保証契約に基づき、保証提携先企業から一括弁済を受けたもの
43	連保弁済	主債務者の返済能力の欠如を理由に、連帯保証人が契約に基づき残りの債務をすべて弁済したもの
44	カード強制解約	返済能力の欠如等を理由として、債権者（会員）が強制的に包括（カード）契約を解約したもの
45	支払抗弁中	割賦販売法で抗弁権が認められる事由に対して、支払抗弁書が提出されたもの

●登録期間

情報項目		
本人要件		貸付中のものは契約継続中。貸付が完済されたものは最新の完済日より5年を超えない期間。または、サービス情報および本人申告コメントが登録されている期間。
貸付（未完）情報		契約継続中の期間及び貸付日または入金日どちらか最新の日付から10年を超えない期間。
保証契約情報		
完済情報		店舗単位に最新の完済日をもつ情報については5年を超えない期間。それ以外の完済情報については、1年を超えない期間。
サービス情報	72名義注意	確認日から5年を超えない期間。
	73本人否認	確認日から5年を超えない期間。本サービス情報の登録期間満了時には、当該サービス情報が付帯している貸付情報または完済情報を抹消する。
	74旧氏名	旧氏名の本人要件に付帯する貸付・完済・サービス情報がすべて新氏名に移された時点から1年を超えない期間。または、旧氏名に付帯する貸付・完済情報が登録期間を満了してから1年を超えない期間。
	75死亡	確認日から5年を超えない期間。本サービス情報の登録期間満了時には、契約継続中の貸付があっても、本人要件を含めすべて抹消する。
	77協会整理	発生日から5年を超えない期間。
	78協会依頼	発生日から5年を超えない期間。
異動情報	21延滞	延滞継続中。ただし、貸付情報の登録期間が満了した時点で抹消。
	22延滞解消	当該異動情報の発生日から1年を超えない期間。
参考情報	31債権回収	当該参考情報の発生日から5年を超えない期間。 *未完・完済に関係なく発生日から5年を超えない期間です。ただし、当該情報の報告基準となっている法的申立てが取下げられた場合はその時点まで。
	32債務整理	
	33破産申立	
	34特定調停	
	35民事再生	
	41保証履行	当該情報の発生日から5年を超えない期間。 *未完・完済に関係なく発生日から5年を超えない期間です。
	42保証契約弁済	
	43連帯保証人弁済	
	44カード強制解約	
	45支払抗弁中	支払抗弁事由継続中。 *完済または包括残0情報になった場合はその時点で抹消。また、当該情報の報告基準となっている支払抗弁事由が解決した場合はその時点まで。
本人申告コメント		確認日から5年を超えない期間。ただし、当該本人から削除依頼があった場合はその時点で抹消。
照会記録		照会当日を含めた3ヶ月間。
調査中の注記		当該情報が調査中の期間。

アイネットターミナル回答画面／集計回答

STARS照会 集計回答(1顧客目回答)　54321-901-1234　信用 花子　照会日時 H15/04/23 18:48

照会キー

	S.30/12/31	ﾆﾎﾝ ﾀﾛｳ	03-5294-3333

本人	契約照会	無担保・無保証

主債務件数 3　貸付合計 45.0　残高合計 22.5　33破産申立 (H.15/04/14)

顧客コード	生年月日	氏名	性	〒	カナ住所	漢字住所	電話番号	勤務先
5294700503 調査中	S.30/12/31	ﾆﾎﾝ ﾀﾛｳ 日本　太郎	男	101-0042	ﾄｳｷｮｳﾄ ﾁﾖﾀﾞｸ ﾋｶﾞｼｶﾝﾀﾞﾁｮｳ41-1	東京都　千代田区	03-5294-3333 090-0001-0002	大空商事 03-1242-5577

本人申告コメント（1件）　本人要件最新更新日 H.12/10/04　サービス情報（1件） 74旧氏名 (H.13/08/20)

H.13/04/01　私の名義を勝手に使われることがありますので、旅券で私自身かを確認して下さい。

＜集計回答＞

＜本人情報＞

	件数	貸付	残高
主債務	3	45.0	22.5
保証契約	1	15.0	3.0
連帯保証引受	2	35.0	3.0
譲渡債権	1	26.0	20.0
調査中	1	30.0	16.0

異動・参考情報　（8件）

33破産申立　（2）H.15/04/14

本人詳細

＜結び付け情報＞（顧客数　2件）

	件数	貸付	残高
主債務	2	38.0	24.0
保証契約	0	0.0	0.0
連帯保証引受	0	0.0	0.0
譲渡債権	0	0.0	0.0
調査中	0	0.0	0.0

異動・参考情報　（1件）

21延滞　（1）H.15/03/21

結付詳細

＜類似情報＞

	件数
氏名＋生年月日　合致	2
氏名＋ＴＥＬ　合致	1
生年月日＋ＴＥＬ合致	1

類似本人要件

担当者切替　2顧客目照会　全部印刷　集計印刷　閉じる　メニュー

アイネットターミナル回答画面／詳細回答

STARS照会 詳細回答(1顧客目回答)　54321-901-1234　信用 花子　照会日時 H.15/04/23 18:48

照会キー

	S.30/12/31	ﾆｯﾎﾝ ﾀﾛｳ	03-5294-3333	本人	契約照会	無担保・無保証

本人情報 | 結び付け情報 | 類似情報

＜本人要件＞

顧客コード	生年月日	氏名	性	〒	カナ住所	漢字住所	電話番号	勤務先
5294700503 調査中	S.30/12/31	ﾆｯﾎﾝ ﾀﾛｳ 日本　太郎	男	101-0042	ﾄｳｷｮｳﾄ ﾁﾖﾀﾞｸ ﾋｶﾞｼｶﾝﾀﾞﾁｮｳ41-1	東京都　千代田区	03-5294-3333 090-0001-0002	大空商事 03-1242-5577

本人申告コメント（1件）　本人要件最新更新日 H.12/10/04　サービス情報（1件） 74旧氏名（H.13/08/20）

H.13/04/01　私の名義を勝手に使われることがありますので、旅券で私自身かを確認して下さい。

＜債務情報＞

店識別	照店	ｾﾝﾀｰ	取引	貸付	包個	登録識別番号	貸付日	貸付金額	入金日	残高金額	入金予定日 残高確認日	完済日（譲渡日）	異動・参考 サービス情報
主債務						合計	4件	75.0		41.5			
1		東京	新	01	個		H.13/04/23	20.0	H.14/11/07	11.5	H.14/12/07		21延滞　H.15/03/08 31債権回収H.15/03/16
		東京	再	01	包		H.13/10/17	15.0	H.15/03/29	6.0	H.15/04/29		33破産申立H.15/04/14
2 調査中	W	静岡	更	02	個	A1234567890	H.14/09/05	30.0	H.15/03/17	16.0	H.15/04/15		33破産申立H.15/04/13
3	*	長野	新	07	個	A345-6789-1256-ｱ	H.13/11/30	10.0	H.15/01/31	8.0	H.15/02/10		41保証履行H.14/04/03
包括残0						合計	1件						
4		福岡	新	01	包		H.12/01/21	12.0	H.14/05/23	0.0			22延滞解消H.14/05/23
完済						合計	2件						
5		長崎	新	01	包		H.11/03/27	6.0				H.14/06/05	
6		山梨	新	01	個		H.13/11/15	10.0				H.15/04/03	42保契弁済H.15/04/03

＜照会状況＞　（7件）

H.15/04/20　5件 本人　5件(無 3, 保 0, 担 2, 手 0, 販 0, 保 0, リ 0)
H.15/04/05　2件 保証人　2件(無 1, 保 1, 担 0, 手 0, 販 0, 保 0, リ 0)

担当者切替 | 選択 | 2顧客目照会 | 集計 | 本人印刷 | 閉じる | メニュー

BL情報内容・登録期間

●法人要件情報

設立日	当該法人の設立年月日です。	
カナ法人名 漢字法人名	当該法人のカナ法人名と漢字法人名です。	
屋号	当該法人の屋号です。	
事業内容	当該法人の事業内容です。	
郵便番号	本社	当該法人の本社の郵便番号です。
	登記簿	当該法人の登記簿上の郵便番号です。
住所	本社	当該法人本社のカナ住所・漢字住所（市区町村まで）です。
	登記簿	当該法人の登記簿上のカナ住所・漢字住所（市区町村まで）です。
代表電話番号	当該法人の代表電話番号です。	
確認日	当該法人の法人要件を報告会員が確認した年月日です。	
調査中の注記	当該債権が調査中であることを表す情報です ＊「調査中の注記」は1契約単位に付帯します。	

●代表者情報

当該法人の歴代代表者（5人まで）の情報です
＊現在の代表者は「1」に記載されています

●照会店情報

＊	自店舗情報	照会会員店舗から報告されるている情報です。
w	自社他店舗情報	照会会員店舗と同じ会員の他店舗から報告されている情報です。
#	日賦会員情報	日賦会員店舗から報告されている情報です。
無印	他社情報	印の無い場合は、他社から報告されている情報です。
S	特別会員情報	特別会員から報告されている情報です。

●報告会員所属センター情報

貸付情報または完済情報について、当該貸付情報または完済情報を報告した会員がどこの情報センターに加盟している会員であるかを識別するための情報です。

●包括残0情報

照会の時点で全額が返済されている包括契約の状態を表す情報です。

●完済情報

照会の時点で全額が返済され（または債権放棄により全額返済したとみなされ）ている状態を表す情報です。
包括契約においては、当該契約が解消されたものです。

●連帯保証人情報

当該法人貸付に連帯保証人が付いた契約である場合の当該連帯保証人の情報をいいます。

●保証契約情報

会員他社や情報センター加盟会員以外の金融機関等が行った貸付に対し、保証契約を締結し、貸付が行われた情報をいいます。

貸付区分「07」情報	情報センター加盟会員の貸付に対する保証契約
貸付区分「08」情報	非会員（金融機関等）の貸付に対する保証契約

●非会員債権譲渡情報

情報センター加盟会員が自社債権を情報センター加盟会員以外の企業（非会員）に譲渡したものをいいます。

●異動情報

21	延滞	約定返済日（または入金予定日）から3ヶ月以上何ら入金されないもの
22	延滞解消	「延滞」を登録したもので、その後延滞分が入金され延滞状況が解消されたもの、またはその後完済されたもの

●調査中の注記

開示の際に情報内容について異議申立がなされ、現在調査中であることを表す情報です。

●貸付情報

［取引区分］

「新」	新規契約。新規に貸付を行ったもの。
「更」	更新契約。増額もしくは減額を行ったもの。
「再」	再契約。一度完済し、新たに貸付を行ったもの。

［貸付区分］

01	無担保・無保証	無担保・無保証による貸付
02	保証人貸付	保証人を付けた貸付
03	担保付	不動産・動産・有価証券・会員権・電話加入権等の担保を伴う貸付
04	手形貸付	手形を伴う貸付
05	販売信用・無保証	無担保・無保証による商品又はサービスの購入に伴う貸付
06	販売信用・有保証	保証を伴う商品又はサービスの購入に伴う貸付
07	保証契約（会員）	情報センター加盟会員の貸付に対し保証契約を締結し、貸付が行われたもの
08	保証契約（非会員）	情報センター加盟会員以外の金融機関等の貸付に対し保証契約を締結し、貸付が行われたもの
09	リース・無保証	無担保・無保証によるリース契約を締結したもの
10	リース・有保証	保証を伴うリース契約を締結したもの
22	保証人付	保証人を付けた貸付
23	保証人付／担保付	保証人と貸付区分03の担保を付けた貸付
24	保証人付／手形貸付	保証人を付けた手形貸付
26	保証人付/販売信用・有保証	貸付区分06の「保証」が保証人である場合の貸付
30	保証人付/リース・有保証	貸付区分10の「保証」が保証人である場合の貸付

［包括・個別区分］

包括契約《包》	予め設定された限度額の範囲で借入れや商品・サービスの購入等が可能な契約
個別契約《個》	借入金額や商品・サービスの購入代金等を決められた回数で返済する契約

●登録識別番号

当該本人に係る各情報を契約単位に識別するため会員が付番するものです。

［日付・金額に係る項目］

貸付日	貸付を行った日
貸付金額	貸付時の金額
入金日	貸付に対して利息も含め、1円以上の入金があった日
残高金額	現在貸付中の残高金額
入金予定日	入会に基づき顧客と約束した次回の入金日。又は、利息にも満たない入金があった日（この場合は入金日と同日）

●参考情報

31	債権回収	債権者が法的手続き等をとったもの
32	債務整理	債務者が債務整理行為をとったもの。 債務者に抗弁権の存するものを含む
33	破産申立	債務者が裁判所へ（自己）破産を申立てたもの
34	特定調停	債務者が裁判所に特定調停法に基づく特定調停を申立てたもの
35	民事再生	債務者が裁判所に小規模個人再生手続、又は給与所得者等再生手続を申立てたもの（個人に適用されるもの）
36	会社更生	債務者が裁判所に会社更生法に基づく適用を申請したもの
37	会社整理	債務者が裁判所に会社整理の手続きを申立てたもの
38	特別清算	債務者が裁判所に特別清算の手続きを申立てたもの
41	保証履行	保証契約に基づき保証を履行したもの
42	保証契約弁済	保証契約に基づき、保証提携先企業から一括弁済を受けたもの
43	連保弁済	主債務者の返済能力の欠如を理由に、連帯保証人が契約に基づき残りの債務をすべて弁済したもの
44	カード強制解約	返済能力の欠如等を理由として、債権者（会員）が強制的に包括（カード）契約を解約したもの
45	支払抗弁中	割賦販売法で抗弁権が認められる事由に対して、支払抗弁書が提出されたもの

●登録期間

情報項目		
法人要件		貸付中のものは契約継続中。貸付が完済されたものは最新の完済日より5年を超えない期間
貸付(未完)情報		契約継続中の期間及び貸付日または入金日どちらかの最新の日付から10年を超えない期間
保証契約情報		
完済情報		完済日から5年を超えない期間
包括残0情報		包括残0情報の入金日から5年を超えない期間
異動情報	21延滞	延滞継続中。ただし、貸付情報の登録期間が満了した時点で抹消
	22延滞解消	当該異動情報の発生日から1年を超えない期間
参考情報	31債権回収	当該参考情報の発生日から5年を超えない期間。 *未完・完済に関係なく発生日から5年を超えない期間です。ただし、当該情報の報告基準となっている法的申立てが取下げられた場合はその時点まで。
	32債務整理	
	33破産申立	
	34特定調停	
	35民事再生	
	36会社更生	
	37会社整理	
	38特別清算	
	41保証履行	当該情報の発生日から5年を超えない期間 *未完・完済に関係なく発生日から5年を超えない期間
	42保証契約弁済	
	43連帯保証人弁済	
	44カード強制解約	
	45支払抗弁中	支払抗弁事由継続中 *完済または包括残0情報になった場合はその時点で抹消。また、当該情報の報告基準となっている支払抗弁事由が解決した場合はその時点まで。
非会員譲渡情報		非会員譲渡情報の報告日から1年を超えない期間

BL情報回答画面／一覧回答

BL情報回答画面／詳細回答

年度別会社・店舗数の推移

●数字は全て各年の3月末における数字
●数字は全て33センター合計

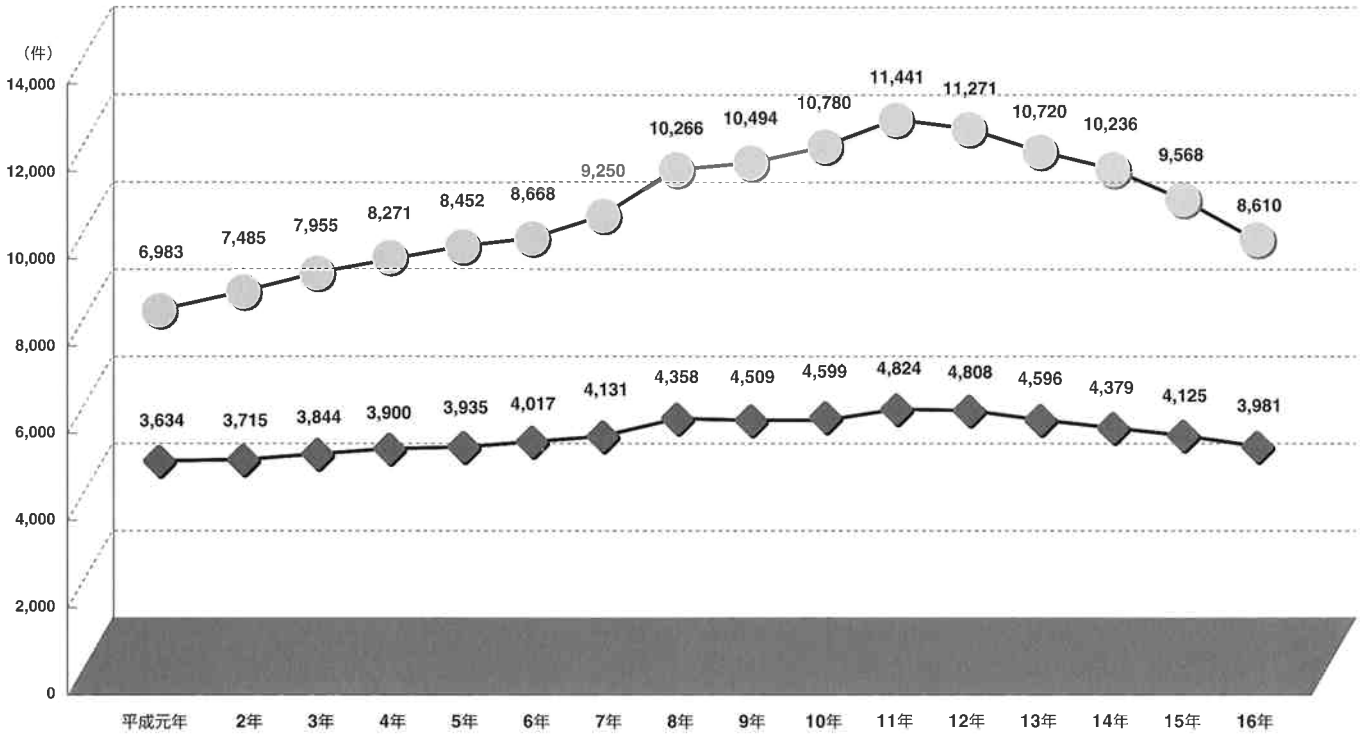

年度別登録人数の推移

●数字は全て各年の3月末における数字
●平成3年と平成4年の間にJACINシステム登録情報の見直し実施のため数字が減少
●数字は全て33センター合計

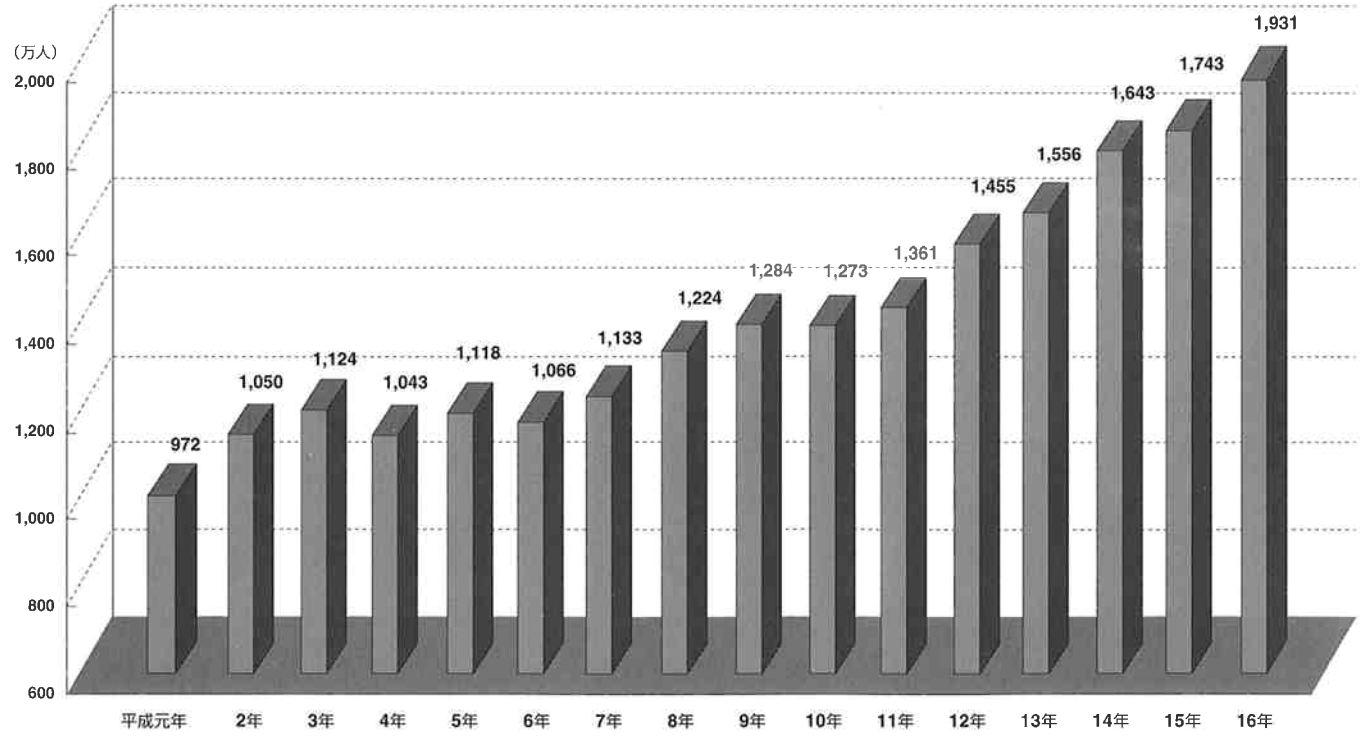

年度別照会件数の推移

●数字は当年3月～翌年4月末メの年度合計です
●平成3年はデータ移行期間のための概数です

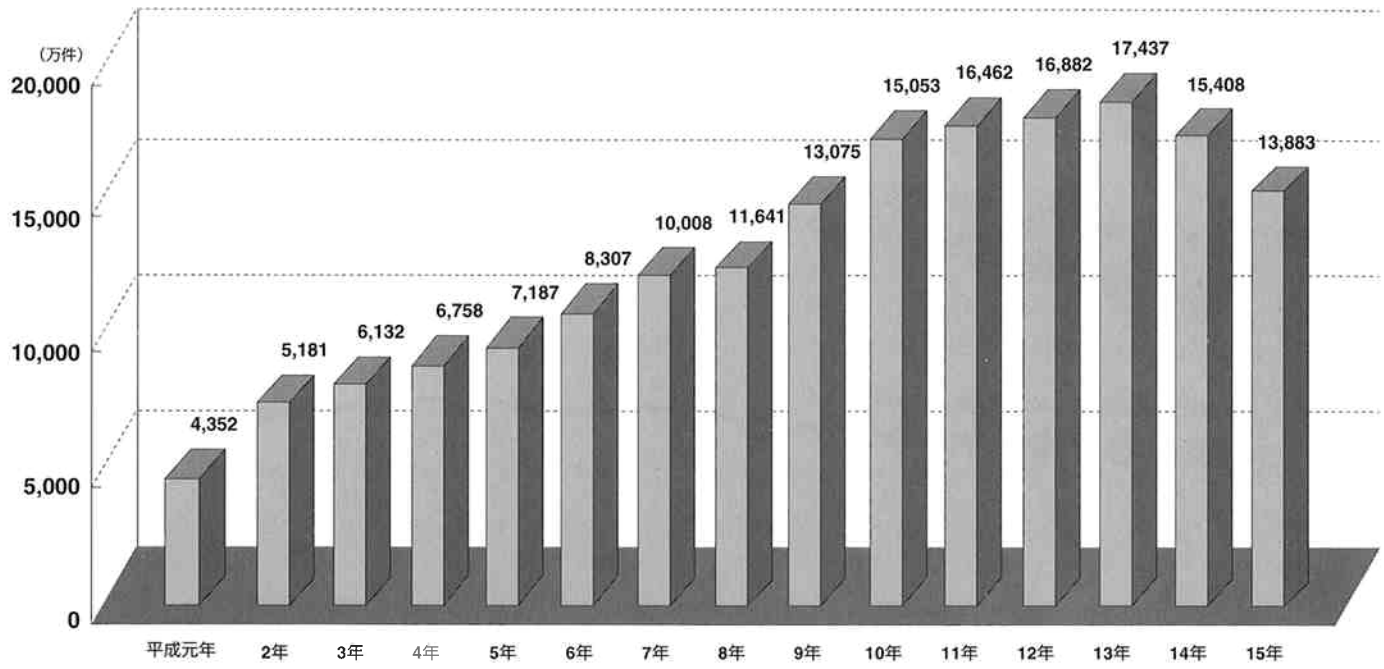

年度別報告件数の推移

●数字は当年3月～翌年4月末メの年度合計です
●平成3年はデータ移行期間のための概数です

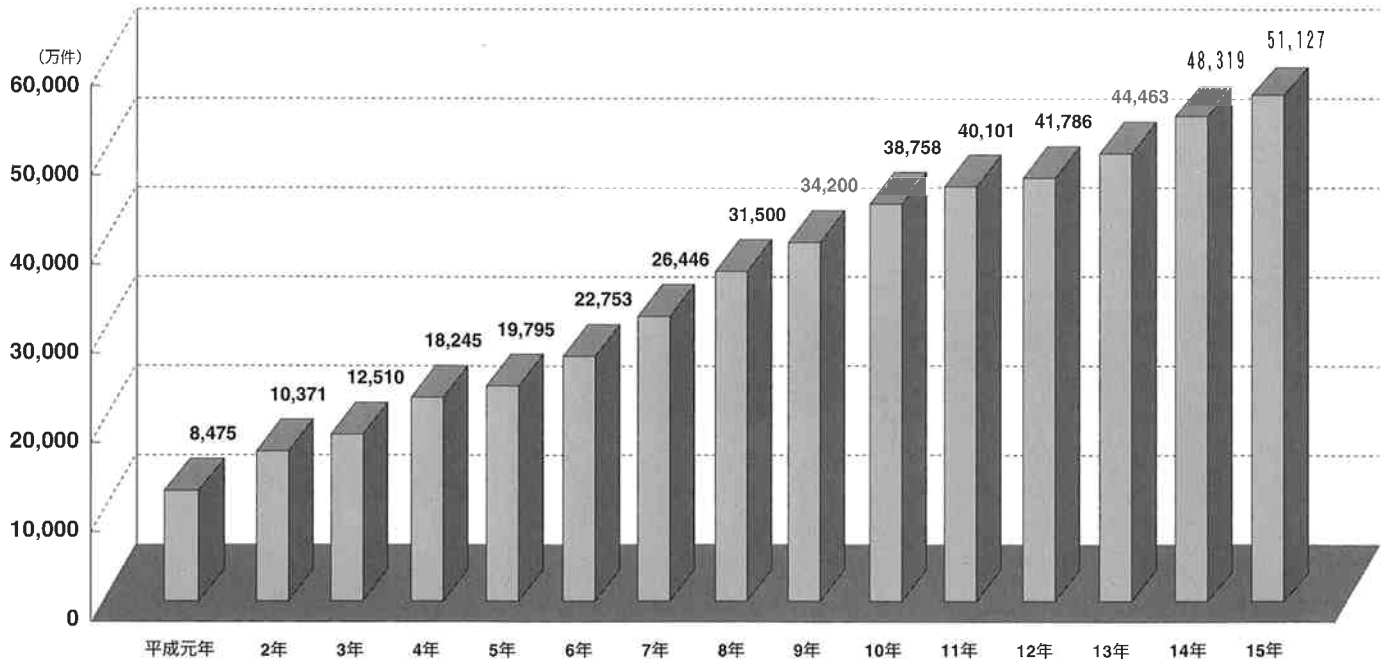

本人開示制度

1．開示受付

受付に際しては、事前に次の事項を確認する。

（1）来所目的（相談・苦情・開示）
（2）当センターを知った理由（誘導元）
（3）開示請求に至るまでの経緯
（4）その他

2．開示請求者の確認

開示請求者が本人であるか、代理人であるかを確認する。

（1）本人
（2）代理人
① 代理人の範囲は次のとおりとする。

代理人		条件	資格証明
法定代理人	親権者	本人が未成年の場合	本人の戸籍謄本
	成年後見人※	本人が成年被後見人又は、未成年で親権者がいない場合	登記事項証明書　又は、官報及び裁判所が決定した旨が証明できる書類
	裁判所が選任した法定代理人	家庭裁判所又は地方裁判所に選任された場合	裁判所が決定した旨が証明できる書類
	指定権者の指定による法定代理人	遺言者により遺言書で指定された場合	遺言書
保佐人		本人が被保佐人の場合	登記事項証明書　又は、官報及び裁判所が決定した旨が証明できる書類、及び委任状
補助人		本人が被補助人の場合	登記事項証明書及び委任状
弁護士		本人より委任されている場合	委任状及び弁護士バッチ又は日本弁護士連合会事務総長の発行する身分証明書
配偶者又は2親等以内の親族		本人より委任されている場合	委任状及び戸籍謄本

※「未成年で親権者がいない場合」の「未成年後見人」もこれに含む。

② 委任状を要する保佐人・補助人・弁護士・配偶者・2親等以内の親族の請求について、本人より委任状が取れない（本人の意志が確認できない）場合は、原則的に開示受付をしない。
（注3）本人より委任状が取れない理由（行方不明・失踪・傷病・死亡等）が、止むを得ないと判断される場合は、その理由を証明する書類（捜索願い、失踪宣告、入院証明書、死亡証明書等）を可能な限り徴求のうえ、開示することができる。
（注4）2親等とは、本人の父・母・子・祖父・祖母・孫・兄弟（姉妹）までの範囲とする。
③ 代理人による開示請求の際の開示対象者本人の確認書類は、写真添付の有無に係わらず2種類を徴求する。
④ 当該本人より、代理人開示の前に委任状取消しの申出があった場合は、その旨を代理人に告げ、当事者間の話合いに誘導する。

（3）第三者の同席開示を当該本人が希望する場合
当該本人が第三者の同席開示を希望した場合、当該本人が承諾した者の同席を認めることとし、その際、当該本人より「本人開示同席承諾書」（開ー15）を徴求する。
代理人開示の際、第三者の同席開示は不可とする。但し、死亡時のみは上記代理人の範囲内で認めることができる。

3．開示請求書の記入確認

（1）来所の場合
① 「信用情報（全情連・テラネット）開示請求書」（開ー02）の記入、捺印を受け、記載漏れがないかを確認する。特に氏名、生年月日、住所、電話番号の確認を行う。
② 照会記録の開示請求については、「照会記録（全情連・テラネット）開示請求書」（開ー12）の記入、捺印を受け記載漏れがないかを確認する。特に、氏名、生年月日、住所、電話番号の確認を行う。

（2）郵送の場合
所定の「信用情報（全情連・テラネット）開示請求書」（開ー02）、「照会記録（全情連・テラネット）開示請求書」（開ー12）の記載漏れがないか、捺印されているかを確認する。特に氏名・生年月日・住所、電話番号の記載漏れについては、必ず追加確認し、その他の項目についてもできる限り確認する。

（3）氏名、生年月日、住所、電話番号以外の項目で、追加確認したが、確認できなかった場合であっても、開示を受付することができる。

4．必要書類の徴求

（1）本人及び代理人確認のために次の書類を徴求する。なお、証明書類に写真添付が無い場合は2種類を必要とする。但し、郵送開示請求時並びに代理人開示請求時の開示対象者の本人確認書類は、写真添付の有無に係わらず2種類の証明書類を徴求する。

① 運転免許証
② 旅券
③ 住民票
④ 実印と印鑑証明
⑤ 健康保険証
⑥ 国民年金手帳
⑦ 厚生年金手帳
⑧ 船員保険証
⑨ 母子健康手帳
⑩ 身体障害者手帳
⑪ 戦傷病者手帳
⑫ 船員手帳
⑬ 外国人登録証明書
⑭ 戸籍謄本（抄本）
⑮ 国家試験を要する免許証等
⑯ 住民基本台帳カード（写真付）
⑰ その他本人であることを証明するもの

但し、弁護士を代理人とする場合は名刺又はバッチを必要とする。

（2）代理人資格確認のために「2の（2）の①」に定める書類を徴求する。

5．本人または代理人の確認

（1）以下の書類により、本人または代理人確認を行う。
① 本　人　開示請求書（信用情報・照会記録）、印鑑（捺印）、本人確認証明（4の（1）を参照）
② 代理人　開示請求書（信用情報・照会記録）、代理人印鑑（捺印）、代理人確認証明（4の（1）を参照）、代理人資格証明（2の（2）の①を参照）

（2）上記の本人確認、代理人確認、代理人資格の各証明書を複写し、保存する。（郵送の場合は保存のみ）
（注5）本人が複写されることを拒否する場合は、各証明書番号（免許証番号・旅券番号・被保険者番号・在籍証明番号等）を控えるのみとする。

6．規程外請求の対応

（1）会員センターが使用する請求書以外で郵送による請求があった場合（市販の便箋等）は、再度、会員センター指定の請求書で請求を行うよう依頼する。
（注6）上記の方法が原則であるが、請求書で再請求を行っていただくよう依頼したにも係らず、相手方が感情的になっており、当センターの申出について理解が得られず、かつ、
① 本人の言い分により、会員センターの情報が事実と異なる可能性がある場合
② 原則を重視し過ぎて、トラブルをより大きくさせてしまう状況にある場合
等々、自センター責任者の状況判断で開示受付を行うことができる。

（2）電話による開示請求は、一切受付ない。
（注7）但し、本人の希望でＦＡＸにより請求する場合は、所定の手続きにより請求のみ受付けるが、開示報告は郵送（簡易書留または配達記録）で行う。

以　上

信用情報

●信用情報（全情連・テラネット）開示請求書

受付番号 □□-□□□-□□□□□
受付日 平成 年 月 日

御中

信用情報（全情連・テラネット）開示請求書
（開示を希望される情報について○を付して下さい）

全情連情報：消費者金融専業者を主な会員とする信用情報機関の情報
テラネット情報：信販会社やクレジットカード会社を主な会員とする信用情報機関の情報

上記の情報について開示を請求します。

〔Ⅰ〕開示対象者本人

フリガナ		印	性別	男・女
氏名			生年月日	明・大・昭 年 月 日
フリガナ	〒			
現住所				
電話番号	－ －	連絡先電話番号	－ －	
フリガナ		勤務先電話番号	－ －	
勤務先名				

〔Ⅱ〕代理人

フリガナ		印	性別	男・女
代理人氏名			開示対象者との続柄	
			生年月日	明・大・昭 年 月 日
現住所	〒 － TEL － －			

〔Ⅲ〕請求理由等

①請求理由（具体的にご記入下さい）

②前住所（自宅住所または電話番号変更されたことがあるかたはご記入下さい）

住所	電話番号	時期
〒（ － ）	－ －	年 月～ 年 月
〒（ － ）	－ －	年 月～ 年 月
〒（ － ）	－ －	年 月～ 年 月

③請準元（カセンターをどこでお知りになりましたか）

センター使用欄

本人確認の書類	□運転免許証 □健康保険証 □その他（ ）
送付先	□無 □有（ ）

開-02

●信用情報訂正・削除申立書並びに調査依頼書

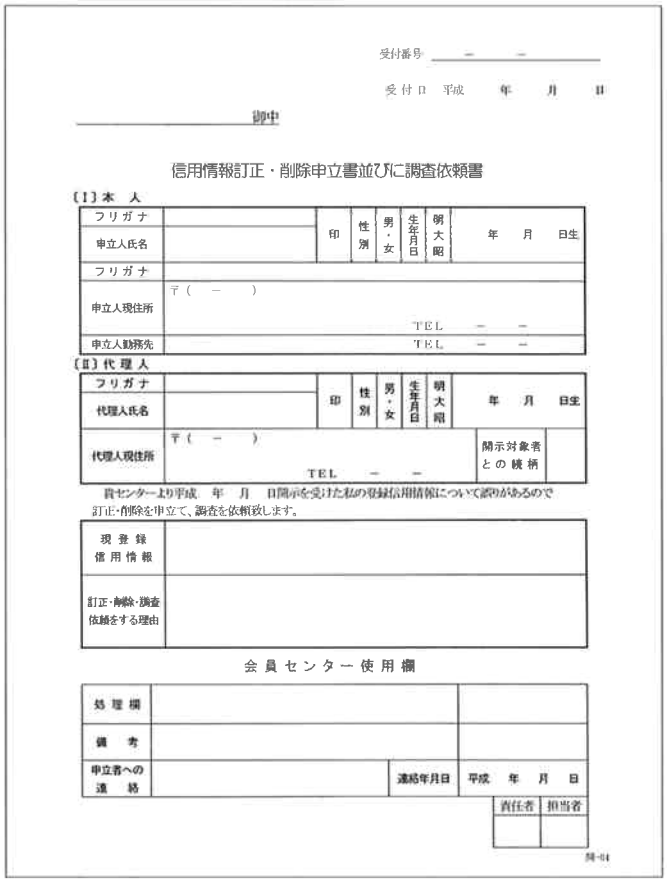

受付番号 － －
受付日 平成 年 月 日

御中

信用情報訂正・削除申立書並びに調査依頼書

〔Ⅰ〕本人

フリガナ		印	性別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日生
申立人氏名						
フリガナ						
申立人現住所	〒（ － ） TEL － －					
申立人勤務先	TEL － －					

〔Ⅱ〕代理人

フリガナ		印	性別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日生
代理人氏名						
代理人現住所	〒（ － ） TEL － －				開示対象者との続柄	

貴センターより平成 年 月 日開示を受けた私の登録信用情報について誤りがあるので訂正・削除を申立て、調査を依頼致します。

現登録信用情報	
訂正・削除・調査依頼をする理由	

会員センター使用欄

処理欄			
備考			
申立者への連絡		連絡年月日	平成 年 月 日
		責任者	担当者

開-04

年度別開示人数の推移

●数字は当年4月～翌年3月末〆の年度合計です

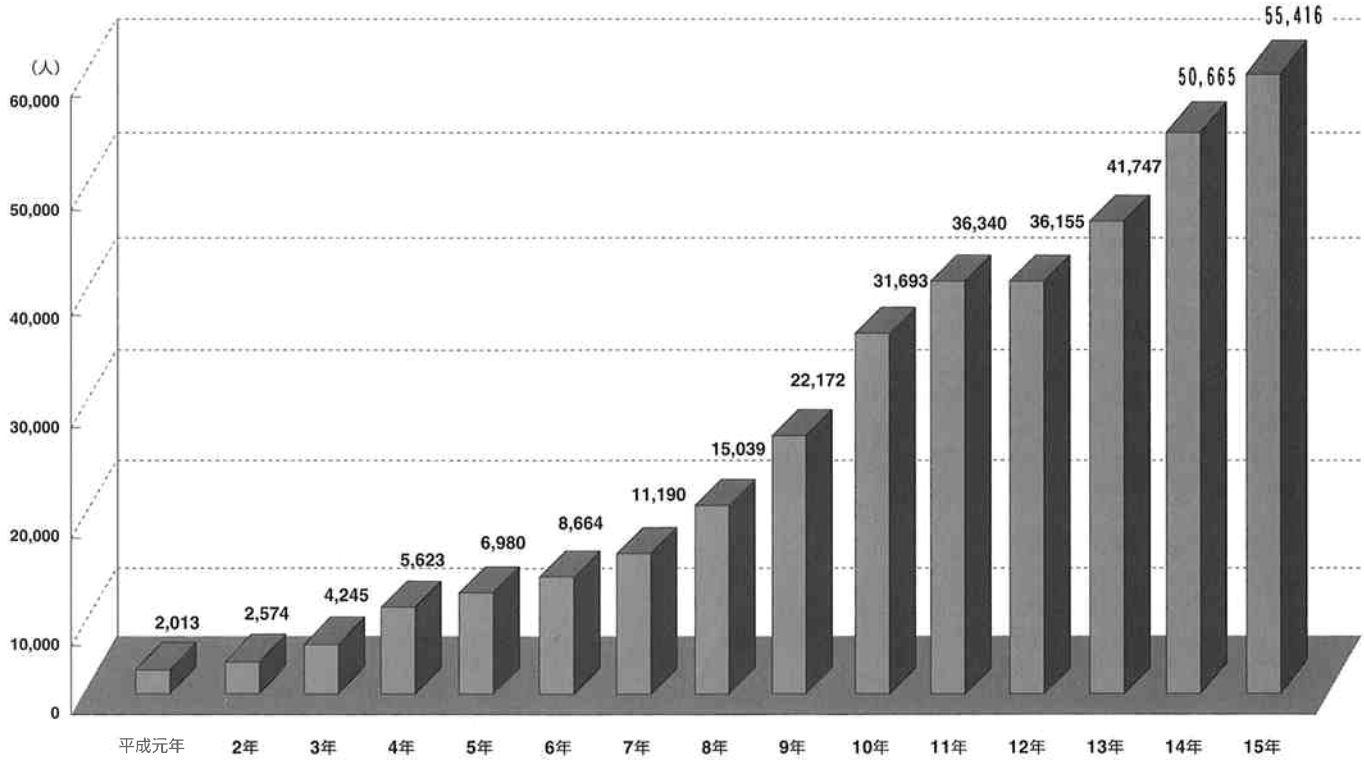

セキュリティ

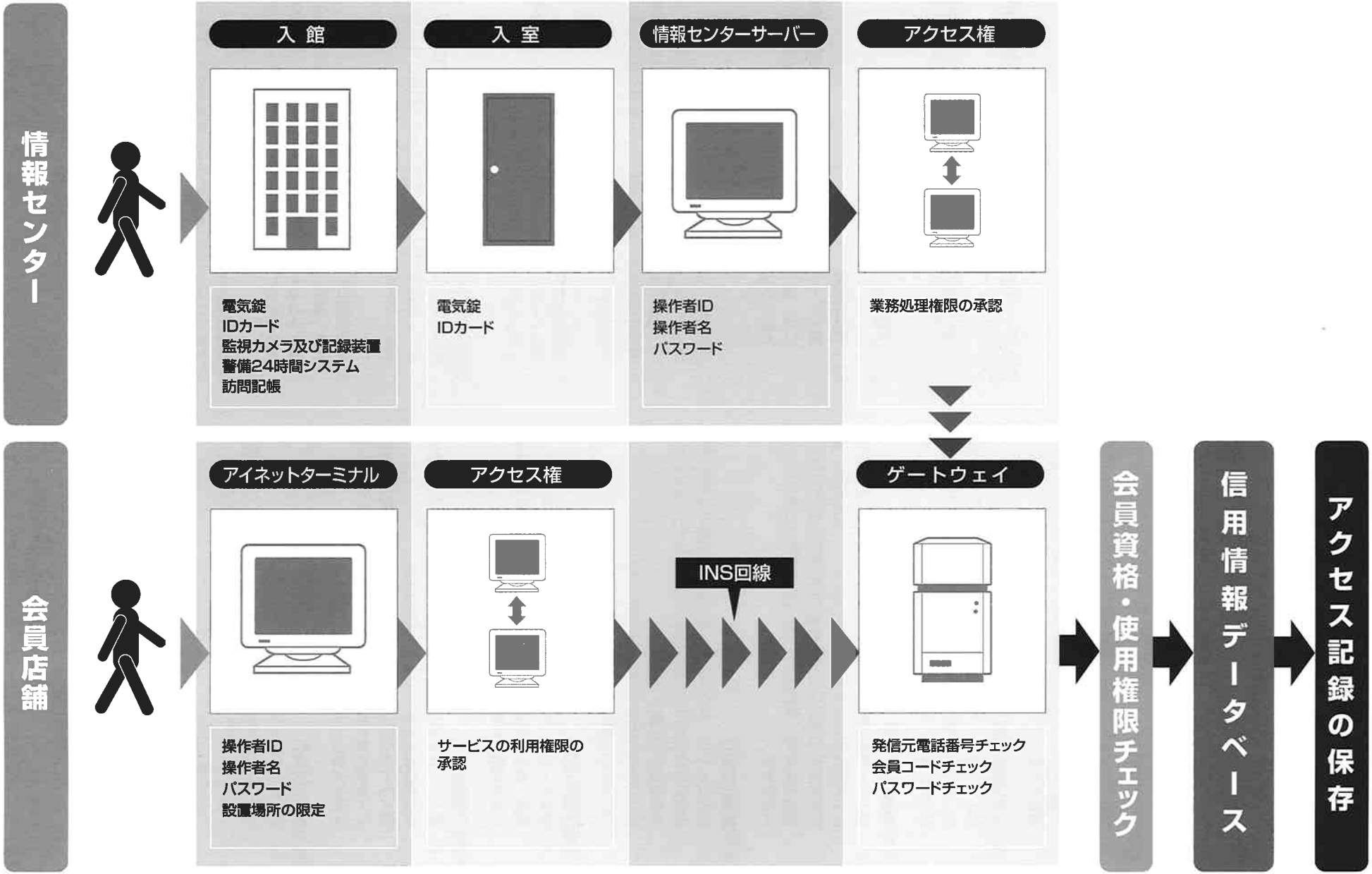
情報センター
入館
電気錠
IDカード
監視カメラ及び記録装置
警備24時間システム
訪問記帳
入室
電気錠
IDカード
情報センターサーバー
操作者ID
操作者名
パスワード
アクセス権
業務処理権限の承認
会員店舗
アイネットターミナル
操作者ID
操作者名
パスワード
設置場所の限定
アクセス権
サービスの利用権限の承認
INS回線
ゲートウェイ
発信元電話番号チェック
会員コードチェック
パスワードチェック
会員資格・使用権限チェック
信用情報データベース
アクセス記録の保存

個人情報の保護

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告（総務庁仮訳）（抜粋）

［1980年9月23日採択］

第2部　国内適用における基本原則

収集制限の原則

7　個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

データ内容の原則

8　個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

目的明確化の原則

9　個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されねばならず、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

利用制限の原則

10　個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

（a）データ主体の同意がある場合、又は、

（b）法律の規定による場合

安全保護の原則

11　個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

公開の原則

12　個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。

個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

個人参加の原則

13　個人は次の権利を有する。

（a）データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。

（b）自己に関するデータを、

（Ⅰ）合理的な期間内に、

（Ⅱ）もし必要なら、過度にならない費用で、

（Ⅲ）合理的な方法で、かつ、

（Ⅳ）自己にわかりやすい形で、

自己に知らしめられること。

（c）上記（a）及び（b）の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。

（d）自己に関するデータに対して異議を申立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

責任の原則

14　データ管理者は、上記の諸原則を実施するために措置に従う責任を有する。

個人データの処理に伴うプライバシー保護対策 プライバシー保護研究会（抜粋）

昭和57年7月
行政管理庁行政管理局

2．プライバシー保護対策の在り方

（1）基本原則

個人データシステムの規律を目的とする制度的な対応としては、以下に掲げるプライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある。

① 収集制限の原則

個人データの収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集するデータの内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に制限すべきである。また、データの収集は適法かつ公正な手段によらなければならない。

② 利用制限の原則

個人データの利用は、原則として、収集目的の範囲内に限定すべきである。

③ 個人参加の原則

個人が自己に関するデータの存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、そのデータを訂正させることができるなどの手段を、保障すべきである。

④ 適正管理の原則

収集・蓄積した個人データは、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保障措置を講じるべきである。

⑤ 責任明確化の原則

プライバシー保護に関してデータ管理者等が負わなければならない責任の内容を明確にする必要がある。

法律・事務ガイドライン

貸金業の規制等に関する法律（抜粋）

（昭和58年5月公布11月施行）

（過剰貸付け等の禁止）

第13条　貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人になろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

（過剰貸付けの防止）

第30条　協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において「信用情報機関」という。）を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を契約しないよう指導しなければならない。

2　会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

貸金業者の業務運営に関する基本事項について

（事務ガイドライン抜粋）　平成10年6月8日

3−2−1　過剰貸付けの防止

法第13条第1項の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項について、適切に行われるよう促すものとする。

（1）過剰貸付けの判断基準

貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一概に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者に対する1業者当たりの貸付けの金額について50万円、又は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とすること。

（2）顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。

（3）無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

（4）無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録すること。

貸金業協会が信用情報機関を設置又は指定する場合の要件等について（事務ガイドライン抜粋）　平成10年6月8日施行

3−6　二 信用情報関係

1　信用情報機関

法第30条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関（以下「機関」という。）の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。

（1）業務運営の基本的考え方

機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報（個人の返済又は支払能力に関する情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人を識別するための情報を含む。）をいう。以下同じ。）の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、プライバシー保護に配慮した適正な業務運営体制を整備する必要がある。

（2）会員

機関は、信用情報の目的外使用の防止等の観点から、機関の提供する信用情報を使用しうる信用供与者（以下「会員」という。）の範囲又は要件を明確にするとともに、会員に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることとする。

（3）業務概要等の周知

機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、信用情報の問合せ、開示等に関する事項を記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に周知させるよう努めることとする。

（4）収集・登録できる信用情報の範囲

機関が収集・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産宣告・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済又は支払能力の調査をするために必要な事項にとどめることとする。

（5）事前の同意

機関は、会員に対し、信用情報の収集に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得るよう求めることとする。

① 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること。

② 他の会員（信用情報機関相互間で信用情報の交流（以下「情報交流」という。）を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。）により、当該信用情報が利用されること

③ 登録される情報の範囲、登録期間等

（6）信用情報の照会・提供

機関は、信用情報の目的外使用の防止、漏洩の防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。

① 会員からの照会に応ずる場合

② 資金需要者本人（代理人を含む。以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る開示請求に応ずる場合

③ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合

（注1）会員からの照会に応ずるのは、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に係る開示、訂正及び異議の申出（以下「開示等」という。）の請求に対応するために必要な場合に限ること。

（注2）機関は、本人からの自己の信用情報について開示請求があった場合は、本人に係る登録情報を開示する必要がある。この場合、当該信用情報の出所並びに過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうるよう体制の整備を進めるとともに、開示等を円滑に行いうるよう相談窓口の設置、開示手続きの整備等に努めること。

また、本人以外に信用情報が漏洩することを防止するため、開示請求のできる者は本人及び本人から委任を受けたものに限るものとし、機関は、開示請求者が本人ないし本人の委任を受けたものであることを十分確認した上で信用情報の開示を行うこと。

（7）信用情報の管理

① 機関は、信用情報に係る秘密を保持し、信用情報の漏洩・滅失及び改ざん等を防ぐため、内部管理体制の整備を図るとともに、必要な安全対策を講ずることとする。

② 機関の役職員は、（6）の場合を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。

③ 機関は、信用情報を正確かつ最新のものとするよう努めることとする。

また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその

起算日を定め、登録期間経過後は、当該情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は使用しないものとする。

(8) 信用情報の訂正等

① 機関は、本人から自己の信用情報が事実に相違するものとして、書面により理由を付した訂正の申出があったときは、正当な理由がない限り、迅速に事実関係の調査を行い、その結果を本人に知らせ、当該情報が誤りであることが判明した場合には、速やかに当該情報の訂正を行うこととする。

② 機関は、調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該情報が正確であるか否かが確認されていないことの明示（以下「調査中の注記」という。）を行うこととする。

③ 機関は、本人の申出に基づき信用情報の訂正若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該情報の提供先にその旨通知することとする。

(9) 本人からの開示請求等

機関は、本人から自己の信用情報に係る開示等の請求があったときは、適切かつ迅速な処理を図ることとする。

(10) 業務の委託

機関は、業務の全部又は一部を委託する場合には、受託者に対し、受託業務の遂行に当たり情報管理等を的確に行うことを求めることとする。

(11) 情報の交流

機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に使用されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。

2　機関の会員による信用情報の取扱い

法第30条第2項の規定に基づき、機関の会員が信用情報を目的外に使用することは禁止されているが、当該規定に係る監督に当たっては、会員について次に掲げる事項に留意し、適切に行われるよう促すものとする。

なお、法第13条第1項の規定に基づく会員以外の貸金業者による顧客の資力、信用等の調査に関する監督に当たっても、これに準じた取扱いを行うものとする。

(1) 信用情報の取扱いに関する基本的考え方

会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報の登録、照会、使用、管理等を行うに当たっては、プライバシー保護に配慮し、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、信用情報を適正に取り扱うものとする。

(2) 事前の同意

会員は、信用情報の収集に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得ることとする。

① 会員が当該信用情報を収集すること

② 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること

③ 他の会員（信用情報機関相互間で情報交流を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。）により、当該信用情報が利用されること

④ 登録される情報範囲、登録期間等

⑤ 第三者と直接情報交流を行う場合には、当該第三者により当該信用情報が利用されること

(3) 書面による説明

会員は、資金需要者から事前の同意を得るに当たり、次の事項について書面による説明をすることとする。

① 利用目的

② 管理責任者名

③ 資金需要者の権利

④ 機関に登録される情報の範囲、登録期間等

⑤ 第三者に当該信用情報を提供する場合には、提供先・提供目的等

(4) 最新情報の登録

会員は、既に登録した信用情報に関し、変更を必要とする新たな事実が判明したときは、速やかに当該事実を機関に報告するものとする。

(5) 信用情報の照会・使用

会員が機関に対し信用情報を照会できるのは、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に係る開示等の請求に対応するために必要な場合に限るものとし、かつ、これらの目的以外に信用情報を利用してはならないものとする。

(6) 信用情報の管理

① 資金需要者及び機関を含む第三者から提供を受けた信用情報の秘密を保持し、漏洩を防ぐため、会員は資金需要者本人からの自己の信用情報に係る問合せ等に対応するために必要な場合のほか信用情報を漏らしてはならないものとする。

② ①の場合を除き、会員の役職員は、保有する資金需要者の信用情報に関し、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないものとする。

(7) 本人からの開示請求等

会員は、資金需要者から自己の信用情報に係る開示等の請求があったときは、適切かつ迅速な処理を図るものとする。また、本人の求めに応じ機関の所在等に関する説明を行うとともに、必要な場合には機関への取次ぎを行うものとする。

(8) その他

① 会員は、信用情報の使用等に当たって、資金需要者を威迫し又は困惑させてはならないものとする。

② 会員は、第三者と直接情報交流を行う場合、機関を利用する場合と同様に信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、プライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保するものとする。

3　信用情報機関に関する届出等

(1) 協会が法第30条第1項の規定に基づき、機関と指定契約を締結した場合には、当該協会から法第35条第1項の規定に基づき、契約締結後3ヵ月以内に別紙様式1を参考に作成した契約書の写し、別紙様式2の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出させ、うち1部を遅滞なく監督局金融会社室（財務局経由。財務事務所のある場合は財務事務所経由。以下同じ。）に送付されたい。また、協会が法第30条第1項の規定に基づき、機関を設置した場合には、当該協会から法第35条第1項の規定に基づき、設置後3ヵ月以内に別紙様式3の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出させ、うち1部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

(2) 協会が指定または設置した機関の毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該協会から法第35条第1項の規定に基づき、別紙様式4の業務報告書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出させ、うち1部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

(3) 協会が指定または設置した機関が他の信用情報機関と情報交流を実施しようとする場合には、事前に当該協会から法第35条第1項の規定に基づき、別紙様式5の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出させ、うち1部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

（参考）　監督局金融会社室は、全国貸金業協会連合会に対し、法第35条第1項の規定に基づき、協会による機関の設置又は指定の状況につき、新たに追加又は変更があった場合には、別紙様式6により速やかに2部提出させるものとしている。

S61.3.4付　事務連絡は廃止

倫理綱領・同意文言

倫理綱領

全国信用情報センター連合会
昭和56年11月24日　制定
昭和61年11月17日　改定

全国信用情報センター連合会（以下、「全情連」という。）は、信用情報機関が消費者信用の円滑かつ健全な発展に重要な役割を果たす公共的使命と信用情報が個人のプライバシーに深い関わりを有することに鑑み、その指導理念として、この倫理綱領を制定する。

全情連会員である信用情報センター（以下、「会員センター」という。）は、この倫理綱領の精神に則り、信用情報の整備・充実に努めるとともに、公正かつ的確でプライバシー保護に配慮した適正な業務運営に努め、会員センターの会員である信用供与者（以下、「会員業者」という。）に、この精神を周知徹底させなければならない。

（目的）

第1条　この倫理綱領は、会員センターが資金需要者に係わる信用情報（以下、「情報」という。）の適正な収集、登録および提供を行うことにより、情報の主体者である資金需要者個人（以下、「本人」という。）のプライバシーを尊重し消費者保護の徹底を図るとともに、会員業者の健全な与信業務を促進して消費者信用産業の発展を図り、もって広く国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（責務）

第2条　会員センターは、正確かつ最新の情報を収集および登録し、これを会員業者に適正な費用で迅速かつ正確に提供する機能を維持する責務を有する。

2　会員業者は、すべての与信業務について、会員センターに正確かつ最新の情報を提供するとともに、会員センターから提供された情報を利用することにより、健全な与信業務を円滑に行う責務を有する。

（信用供与者の入会の促進）

第3条　会員センターは、収集する情報の充実を図るため、適格な信用供与者の入会を促進するよう努めなければならない。

（収集の制限）

第4条　会員センターは、会員業者の提出する情報の収集を行うことを原則とし、公的記録等全情連が定めるもののほか会員業者以外から情報の収集をしてはならない。

2　会員センターは、調査活動による情報の収集をしてはならない。

（内容の制限）

第5条　会員センターは、登録する情報の内容を客観的事実に限るとともに、会員業者の与信判断に必要な最小限の事項にとどめなければならない。

（存在等の周知）

第6条　会員センターは、その存在、目的および業務の内容等を広く資金需要者に周知させるよう努めなければならない。

2　会員業者は、会員センターの存在、目的および業務の内容等を本人に周知させるよう努めなければならない。

（本人の事前同意）

第7条　会員業者は、本人に係わる情報を会員センターに登録することならびに会員センターに登録される情報の範囲および登録期間等について、また会員センターが他の信用情報機関と情報交流を行う場合には交流機関の会員により当該情報が利用されることについて、事前に書面による本人の同意を得なければならない。

（情報の登録期間）

第8条　会員センターは、原則として情報の登録期間を6年以内と定め、登録期間経過後はその情報を提供又は使用してはならない。

（正確性および最新性の保持）

第9条　会員センターおよび会員業者は、情報の正確性および最新性を保持するよう努めなければならない。

（漏洩等の防止）

第10条　会員センターは、情報の漏洩、滅失および改竄等を防止するために内部体制の整備を図るとともに必要な安全対策を講じなければならない。

2　会員業者は、会員センターより提供された情報の漏洩を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（提供の制限）

第11条　会員センターは、会員業者からの照会および本人からの自己の情報に係わる開示請求に応じる場合ならびに他の信用情報機関と情報交流を行う場合のほか情報提供を行ってはならない。

（照会の制限）

第12条　会員業者は、資金需要者の借入れの状況等についての調査および本人からの自己の情報に係わる問合せ等について対応するために必要な場合のほか情報照会を行ってはならない。

（利用目的の制限）

第13条　会員業者は、自己の与信判断の参考として資金需要者に係わる借入状況等の情報の提供を受けるものとし、他の目的のために情報を利用してはならない。

（秘密の保持）

第14条　会員センターおよび会員業者は、情報の秘密を保持するために必要な措置を講じなければならない。

（責任の明確化）

第15条　会員センターは、情報の管理者を定め、責任の所在を明確にしなければならない。

2　会員業者は、情報交換業務に係わる責任者を定め、責任の所在を明確にしなければならない。

（会員業者の与信の自主性）

第16条　会員センターは登録情報によって会員業者の自主的な与信判断を拘束しまたは制限してはならない。

2　会員業者は、会員センターから提供された情報を唯一の理由として与信を拒絶してはならない。

（会員業者の資質保持）

第17条　会員センターは、会員業者の資質を保持するために必要な措置を講じなければならない。

（本人開示）

第18条　会員センターは、本人からの自己の情報に係わる開示請求があった場合には登録情報の全部または一部を開示しなければならない。

2　会員業者は、本人から自己の情報に係わる問合せ等があった場合には本人の求めに応じ機関の所在等に関する説明を行うととに、適切かつ迅速に会員センターへ取り次ぎを行わなければならない。

（問合せ等の処理）

第19条　会員センターは、登録情報について本人から相談・問合せ等の申出があった場合には、適切かつ迅速な処理をするために必要な措置を講じなければならない。

2　会員業者は、本人から相談・問合せ等の申出があった場合には、速やかに会員センターにその事実を報告するとともに、会員センターが行う処理に協力しなければならない。

（訂正または削除）

第20条　会員センターは、登録情報が事実と異なることが明らかとなった場合には、速やかにその情報を訂正または削除しなければならない。

2　会員業者は、提供した情報が事実と異なることが明らかとなった場合には、速やかに会員センターにその事実を報告しなければならない。

（情報交流の制限）

第21条　会員センターは、全情連が定めるもののほか他のいかなる情報機関とも情報の交流を行ってはならない。

同意文言

（平成9年8月18日制定）

申込書用同意文言

申込人及び保証人予定者は、本申込に関して次のとおり同意します。

1.自己の信用情報が、全国信用情報センター連合会（以下、「全情連（注）」という。）加盟の信用情報機関及び全情連と提携する信用情報機関に登録されている場合には、貴社（店）が返済又は支払い能力に関する調査のために当該情報を利用すること。

2.自己が申込等をした事実が、貴社（店）により全情連加盟の信用情報機関に報告され、当該機関が3カ月を超えない期間これを登録すること。

3.上記申込の記録が、全情連加盟の信用情報機関の会員により返済又は支払い能力に関する調査のために1カ月を超えない期間利用されること。

4.自己の信用情報に係わる開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は全情連の定める手続きによって行うこと。

（注）全情連は貸金業者を主な会員とする信用情報機関によって構成される団体で、消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。信用情報の開示請求等については☎0120-441481にて全情連加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。

契約書用同意文言

私は、本契約締結にあたり次のとおり同意します。

1.自己の信用情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容返済状況・延滞等の客観的情報）が、貴社（店）により全国信用情報センター連合会（以下、「全情連（注）」という。）加盟の信用情報機関に報告され、当該機関がこれを登録すること。

2.上記信用情報の登録期間は契約継続中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間、ただし延滞等の情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間であること。

3.上記信用情報が、全情連加盟の信用情報機関及び全情連と提携する信用情報機関の会員により返済又は支払い能力に関する調査のために利用されること。

4.自己の信用情報に係わる開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は全情連の定める手続きによって行うこと。

（注）全情連は貸金業者を主な会員とする信用情報機関によって構成される団体で、消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。信用情報の開示請求等については☎0120-441481にて全情連加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。

はじめに

全国信用情報センター連合会(以下、「全情連」という)は、加盟する個人信用情報機関(以下、「情報センター」という)が、クレジットやローンなど消費者信用を利用するお客様に係わる個人信用情報(以下、「信用情報」という)を日常業務において取り扱う上で、これらの信用情報がお客様のプライバシーに深い関わりを有することに鑑み、その適切な取扱いを一層確保するため、この**コンプライアンスマニュアル**を定めました。

このコンプライアンスマニュアルは、「運営基本方針」と「行動規範」の2編で構成されています。

「運営基本方針」は、情報センターの業務を運営するにあたり、信用情報の取扱いに係わる基本的な方針を明らかにしたものです。
これは、全情連が昭和56年に制定した「倫理綱領」の基本精神と個人情報の保護に関する法律制定などの流れをふまえて策定しています。

「行動規範」は、運営基本方針で定めた内容を、情報センターの役員及び職員が遵守すべき事項としてより具体化するとともに、信用情報を取り扱う組織の一員として持つべき倫理について明確にしたものです。

このコンプライアンスマニュアルは、変遷する社会的要請に応じて適宜見直しを行います。
情報センターのすべての役員及び職員は、職位あるいは職務内容にかかわりなく、このコンプライアンスマニュアルを主体的に遵守し、より適切な業務運営に努めてまいります。

※「コンプライアンス(compliance)」とは、法令を遵守することをいい、
「コンプライアンスマニュアル(compliance manual)」とは「法令を遵守するための指針」という意味です。

運営基本方針

私たち個人信用情報機関は、消費者信用の健全な発展に資する公共的使命と人格尊重の理念の下に、この運営基本方針を策定して個人信用情報の保護と適正な取扱いに努めます。

(1) 私たちは、個人信用情報の利用目的を、顧客の返済能力の調査に必要な範囲内に限定します。
(2) 私たちは、適法かつ適正な方法で個人信用情報を取得します。
(3) 私たちは、個人信用情報の範囲、項目、利用目的等について、本人が容易に知り得るようにします。
(4) 私たちは、個人信用情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保ちます。
(5) 私たちは、個人信用情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
(6) 私たちは、本人に対し、適切な手続きにのっとり、遅滞なく個人信用情報を開示します。
(7) 私たちは、本人から、個人信用情報の訂正、追加又は削除の申出を受けたときは、遅滞なく適切な処理を行います。
(8) 私たちは、個人信用情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応します。

開示に来られた皆様へ

情報センターに登録されている個人信用情報は、次のことに配慮し、適正に取り扱われています。

一. 皆様の信用情報が登録され、利用されることは、申込みの時や契約の時にお知らせしています。

一. 皆様の信用情報は、返済能力の調査のための利用に限られています。

一. 皆様の信用情報は、正確かつ最新の内容に保たれています。

一. 皆様の信用情報は、安全に管理されています。

一. 皆様の信用情報の内容は、ご本人の情報に限りご自身で確認できます。事実でない場合は正しくするための手続きができます。

※ ここに掲げる周知文言は、情報センターに開示請求にいらした方を対象としてコンプライアンスマニュアルの内容を簡潔に周知する文言です。情報センターの開示室における掲示や開示室に備え置く説明資料などへの記載を想定して作成しています。

コンプライアンスに関するお問い合わせ先

全情連コンプライアンス推進室

TEL 03-5294-7070　FAX 03-5294-7006

信用情報機関における個人信用情報の保護に関する指針

監修：中央大学法学部教授　堀部政男
平成11年3月10日
三 者 協 議 会

信用情報機関は、正確かつ最新の個人信用情報を登録・管理し、会員及び提携する信用情報機関の会員に登録情報を提供することによって、適正与信に寄与し、もって消費者信用の健全な発展を図ることを目的としている。このため、信用情報機関は、個人信用情報の厳正な管理とともに、情報主体の正当な利益の保護に努め、個人信用情報の利用に対する社会的な信頼の向上に努めなければならない。われわれ三者協議会は、この目的に沿って、昭和62年3月から、それぞれの信用情報機関が保有する個人信用情報について、業態を超えた情報交流（CRIN =Credit Information Network）を実施している。また、個人信用情報の登録・利用に当たって、情報主体からの同意の取得の徹底を図るとともに、登録情報の開示制度及び相談窓口の整備等情報主体の正当な利益の保護に努めてきている。さらに、個人信用情報の利用に対して消費者の理解を得るために各種の広報・啓発活動等を行ってきている。

信用情報機関は、消費者信用市場の拡大に伴い、適正与信の維持に不可欠な社会的インフラとして、その重要性がますます高まっている。このような状況の中で、信用情報機関には、信用情報システムの整備・充実及び一層の消費者保護が求められており、これまで以上に社会に開かれた信用情報機関として、その役割を果たしていくことが期待されている。

われわれは、信用情報機関のこうした役割を再認識するとともに、個人信用機関の保護に関する共通の理念を明らかにするため、ここに「信用情報機関における個人信用情報の保護に関する指針」を定める。

われわれは、この指針を採択し、これを遵守することにより、信用情報機関に対する社会的負託に応え、もって消費者信用の健全な発展に貢献したいと考える。

第1章　総　則

（目的）

第1条　この指針は、消費者のプライバシー保護に関する社会的責務の重要性に鑑み、信用情報機関が取り扱う個人信用情報の保護に関する諸原則を定め、適正な業務運営に資することを目的とする。

（自主ルールの整備・充実）

第2条　信用情報機関は、この指針を踏まえ、個人信用情報の保護に関する自主ルールの整備・充実に努めなければならない。

第2章　加盟会員

（加盟契約等の整備・充実）

第3条　信用情報機関は、この指針を踏まえ、加盟会員と締結する契約等の整備・充実に努めなければならない。

（会員資格の審査）

第4条　信用情報機関は、会員資格の取得及び喪失に関する事項を定め、加盟時のみならず、加盟後においても会員資格の適正な審査を行わなければならない。

第3章　個人信用情報の収集・登録

（個人信用情報の内容）

第5条　信用情報機関が収集・登録する個人信用情報は、情報主体の返済能力・支払能力を判断するために必要最小限のものでなければならず、かつ、取引内容、支払状況等の客観的な事実に基づくものでなければならない。
信用情報機関は、情報主体の信教、政治的見解、保険医療等個人の機微に深く関わる情報を収集・登録してはならない。

（個人信用情報の範囲）

第6条　信用情報機関が収集・登録する個人信用情報の範囲は、次に掲げるものとする。

① 加盟会員が与信と関連して情報主体から収集し、加盟契約等に基づいて信用情報機関に提出する情報
② 破産、禁治産、準禁治産、失踪宣告、その他の公的記録
③ 手形交換所の第1回目不渡及び取引停止処分者に関する情報

（同意の取得）

第7条　信用情報機関が加盟会員から収集・登録する個人信用情報は、加盟会員が信用情報機関の定めた同意文言ひな型に基づき、情報主体からその登録・利用について同意を得たものでなければならない。

第4章　個人信用情報の管理

（個人信用情報の正確性及び最新性の確保）

第8条　信用情報機関は、登録・管理する個人信用情報の正確性及び最新性を確保するために、必要な措置を講じなければならない。

（個人信用情報の登録及び提供期間）

第9条　信用情報機関は、個人信用情報の登録及び提供期間を定めなければならない。

（内部管理体制の整備及び安全対策）

第10条　信用情報機関は、個人信用情報の漏洩、滅失及び改ざん等を防止するため、内部管理体制の整備を図るとともに必要な全対策を講じなければならない。

（情報管理責任者の明確化）

第11条　信用情報機関は、個人信用情報の管理責任者を定めて、その権限及び責任を明確にしなければならない。

（外部委託に伴う責任明確化）

第12条　信用情報機関は、個人信用情報処理業を外部機関に委託する場合には、委託契約において、個人信用情報の処理に関する委託先の権限及び責任を明確にしなければならない。

第5章　個人信用情報の提供

（個人信用情報の提供先）

第13条　信用情報機関は、次に定める場合を除いては収集・登録した情報を提供してはならない。

① 加盟会員が行う返済能力・支払能力の調査及び情報主体からの問合せに回答する場合
② 提携する他の信用情報機関の加盟会員が行う返済能力・支払能力の調査に回答する場合
③ 情報主体の開示請求に対して提供する場合
④ 法律の定めに基づき提供する場合

（目的外利用の防止）

第14条　信用情報機関は、加盟会員が信用情報機関から提供を受けた個人利用情報を返済能力・支払能力の調査以外の目的に使用することを防止するため、適切な措置を講じなければならない。

第6章　情報主体の保護

（開示・訂正等の請求）

第15条　信用情報機関は、情報主体の情報の開示・訂正等に係る正当な請求に応じなければならない。

2　信用情報機関は、前項の請求に応じるため適切な手続きを整備しなければならない。

（情報主体の申立付加）

第16条　信用情報機関は、個人信用情報に係る情報主体の正当な利益を保護するため必要と認められる場合には、情報主体の個人信用情報に一定の申立事項を付加することができるよう手続きを整備しなければならない。

第7章　周知活動等

（業務内容等の周知）

第17条　信用情報機関は、その業務内容及び情報主体の保護に関する措置の周知に努めなければならない。

（問合せ窓口の設置）

第18条　信用情報機関は、登録されている個人信用情報に係る情報主体からの問合せ、苦情等に対して迅速かつ適切に対応するため窓口を設置するとともにその整備・充実に努めなければならない。

第8章　教育・研修等

（教育・研修）

第19条　信用情報機関は、この指針遵守するため、信用情報機関及び加盟会員の役職員に対し、信用情報機関の役割及び個人信用情報の保護に関する教育・研修を実施しなければならない。

第9章　違反に対する措置

（違反に対する措置）

第20条　信用情報機関は、この指針を踏まえ、信用情報機関の役職員及び加盟会員に対して、遵守すべき事項及び違反に対する措置を定め、厳格に適用しなければならない。

第10章　指針の改正

（指針の改正）

第21条　信用情報機関は、必要に応じて、この指針を検証し関係者間において協議のうえ、改正しなければならない。